

倉吉市発注見通し公表事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に基づく倉吉市が発注する建設工事の発注見通しの公表並びに倉吉市が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント（以下「測量等業務」という。）に係る発注見通しの公表に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

2 公表の対象

倉吉市が毎年度発注する建設工事及び測量等業務（以下「工事等」という。）のうちこの要領による公表の対象となるのは、次のいずれかに該当するものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。

(1) 建設工事

当該年度に発注することが見込まれる工事であって、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 250 万円を超えるもの。

(2) 測量等業務

当該年度に発注することが見込まれる測量等業務であって、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 100 万円を超えるもの。

3 公表の方法

市のホームページ上に設置した入札情報公開システムにおいて公表する。

4 公表の内容

- (1) 工事等の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）
- (4) その他情報

5 公表の時期及び期間

毎年度 4 月 1 日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後速やかに、当該年度の 3 月 31 日まで公表することとする。この場合において、公表内容に変更を生じたときは、少なくとも毎年度 1 回、10 月 1 日を目途として、その内容を修正するものとする。

6 その他留意事項

公表の内容は、公表する時点における発注の見通しであり、公表した後に変更又は追加があり得る旨を併せて明記すること。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月27日から施行する。